

太田市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事及び調査測量設計(以下「工事等」という。)の指名競争入札又は随意契約に参加する資格を有するもの(以下「有資格業者」という。)に対して、指名業者又は随意契約の協議の相手方の選定対象から除外すること(以下「指名停止」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、太田市建設工事等に係る有資格業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、工事等の指名業者の選定について権限を有する者は、工事等の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

3 市長は、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第 4 条 有資格業者が 1 の事案により別表各号の措置要件の 2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍(当初の指名停止の期間が 1 カ月に満たないときは 1 . 5 倍) の期間とする。

(1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後 1 カ年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第 2 第 4 号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 カ年を経過するまでの間に、同表第 4 号の措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。) 。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前 2 項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第 1 項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の 2 倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止事由の発生報告)

第 5 条 契約事務を主管する課長(以下「契約担当課長」という。) 又は工事等の事務を主管する課長(以下「工事担当課長」という。) は、別表各号に掲げる措置要件に該当する事由の発生を知ったときは、直ちに指名停止事由発生報告書(様式第 1 号) により、これを市長に報告しなければならない。

(調査検討)

第 6 条 市長は、前条の規定に基づく報告を受けたときは、その事実、指名停止の可否及び指名停止期間等について調査検討を命ずるものとする。

2 前項の調査検討は、太田市入札審査委員会設置要綱(平成18年11月29日太田市制定)に規定する入札審査委員会(以下「審査委員会」という。)をもってこれにあてるものとする。

3 審査委員は、審査事項について必要があると認めるときは、契約担当課長又は工事担当課長に当該事由発生の説明をさせることができる。

4 当該審査委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

(結果報告)

第 7 条 審査委員長は、審査委員会において調査検討を終えた事項について、その結果を速やかに市長に報告するものとする。

(指名停止等の通知)

第 8 条 市長は、第 2 条第 1 項若しくは第 3 条各項の規定により指名停止を行い、又は第 4 条第 5 項の規定により指名停止の期間を変更し若しくは第 4 条第 6 項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ工事指名停止通知書(様式第 2 号)、工事指名停止変更通知書(様式第 3 号)又は工事指名停止解除通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第 9 条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とできるのは、次項に掲げる場合とする。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 7 号に規定する場合で、市長の承認を受けたもの。

(下請等の禁止)

第 10 条 指名停止の期間中の有資格業者が太田市の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 11 条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止期間の短縮、延長)

第12条 市長は、指名停止後、改善、努力の著しい者に対する指名停止期間の短縮又は改善、努力の誠意がみられない者に対する指名停止期間の延長が必要と認められる場合は、審査委員会に調査検討させ決定するものとする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市建設工事等指名競争入札参加者指名停止要領(昭和50年8月19日太田市制定)、新田町建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成9年8月1日新田町制定)、藪塚本町指名停止措置要領(平成10年6月1日藪塚本町制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条、第5条関係）

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 太田市の工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格審査申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上 6カ月以内</p>
<p>（過失による粗雑工事等）</p> <p>2 太田市が入札した請負契約に係る工事等（以下この表において「太田市発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上 6カ月以内</p>
<p>3 太田市発注工事等以外の工事等（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上 3カ月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、太田市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 4カ月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>5 太田市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上 6カ月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上 3カ月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）</p> <p>7 太田市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 4カ月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 2カ月以内</p>

<p>9 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次の事由に該当する不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>ア 工事等の施工成績が著しく不良であるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内 (以下のア~コ全て同じ)</p>
<p>イ 国又は県の補助による工事等において、国又は県の係員による検査の結果、不良工事とされたとき。</p>	
<p>ウ 工事等の契約に違反し、しばしば指摘を受けたとき、又は正当な理由がなく工事を遅延したとき。</p>	
<p>エ 現場説明会及び入札会に、正当な理由がなく出席又は参加しない等の行為があったとき。</p>	
<p>オ 工事等の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負させたとき。</p>	
<p>カ 市長の許可を受けることなく、工事等の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させたとき。</p>	
<p>キ 営業の不振等により、不渡り手形を発行し、銀行取引停止等となったとき、又は経営不振により下請等に対する支払能力が著しく低下していると認められるとき。</p>	
<p>ク 事業に従事する者(下請負を含む)に対し、公正な賃金、労働条件等を怠ったことが認められたとき。</p>	
<p>ケ 入札に関し、故意に他を中傷又は扇動し、公正な入札の執行を妨害する行為のあったとき。</p>	
<p>コ その他市長が指名停止をすることが必要と判断したとき。</p>	

別表第2（第2条、第4条、第5条関係）

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が太田市の職員(以下「市職員」という。)に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 カ月以上 12 カ月以内</p>
<p>ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p>	<p>3 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>2 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が群馬県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 代表役員等</p>	<p>3 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>2 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>ハ 使用人</p>	<p>1 カ月以上 4 カ月以内</p>
<p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が前2項に掲げる公共機関以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 代表役員等</p>	<p>3 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>1 カ月以上 4 カ月以内</p>
<p>ハ 使用人</p>	<p>1 カ月以上 2 カ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 カ月以上 12 カ月以内</p>
<p>5 太田市発注工事等に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 カ月以上 12 カ月以内</p>

<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2 カ月以上 12 カ月以内</p>
<p>7 太田市発注工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3 カ月以上 12 カ月以内</p>
<p>8 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3 カ月以上 12 カ月以内</p>
<p>9 太田市発注工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4 カ月以上 12 カ月以内</p>
<p>(暴力団等)</p> <p>10 有資格業者若しくは有資格業者の代表役員等又は一般役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 カ月以上 12 カ月以内</p>
<p>11 有資格業者又は有資格業者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>12 有資格業者又は有資格業者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>13 有資格業者又は有資格業者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>14 有資格業者又は有資格業者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>15 公共工事の請負契約に関する工事に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内</p>

<p>16 太田市発注工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為) 17 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>18 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内</p>

年 月 日	
<h2 style="margin: 0;">指名停止事由発生報告書</h2>	
太田市長	課長
<p>下記のとおり工事等指名停止事由が発生したので報告します。</p>	
業者名	商号又は名称
	代表者氏名
工 事 名	
指名を停止すべき事由の詳細	
指名停止該当事項	

工事指名停止通知書

様

太田市長

貴社について、下記の期間太田市が発注する建設工事等の入札に係る指名を停止することにしたので通知します。

記

1. 指名停止期間

年 月 日から 年 月 日までの 間

2. 指名停止理由

太田市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領
別表 第 - () 該当

第 号
年 月 日

工事指名停止変更通知書

様

太田市長

年 月 日付け 第 号で貴社に通知した「工事指名停止通知書」
を下記のとおり変更するので通知します。

記

1. 指名停止期間

【変更前】

年 月 日から 年 月 日までの 間

【変更後】

年 月 日から 年 月 日までの 間

2. 変更の理由

新たに「太田市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に該当する事項
が発生したため。

第 号
年 月 日

工事指名停止解除通知書

様

太田市長

年 月 日付け 第 号で貴社に通知した「工事指名停止通知書」
については、年 月 日付けをもって解除することにしたので通知します。